

2015年12月7日 全3頁

D-SIBs のリストとバッファ水準の指定

【金融庁告示】4社に0.5%のバッファを2016年から段階的に賦課

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年12月4日、金融庁は、国際合意に沿って、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）及び国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）を指定している。
- G-SIBs には、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループが指定され、それぞれ1.5%、1.0%、1.0%のG-SIBs バッファを適用する。
- D-SIBs には、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスが指定され、それぞれ0.5%のD-SIBs バッファを適用する。
- G-SIBs バッファ及びD-SIBs バッファの適用は、2016年から2019年にかけて段階的に実施される。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. G-SIBs のリスト及び G-SIBs バッファ	2
■ 3. D-SIBs のリスト及び D-SIBs バッファ	2
■ 4. おわりに	3

1. はじめに

2015 年 12 月 4 日、金融庁は、「国際合意に沿って、自己資本比率規制に関する告示（1 柱）に基づき、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs:Global Systemically Important Banks）及び国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs : Domestic Systemically Important Banks）を指定」している¹。

本稿では、G-SIBs 及び D-SIBs のリストと、それらに対する追加的な資本賦課（以下、それぞれ「G-SIBs バッファ」及び「D-SIBs バッファ」）の水準を簡潔に紹介する²。

2. G-SIBs のリスト及び G-SIBs バッファ

G-SIBs のリストと、それらに対する追加的な資本賦課（以下、「G-SIBs バッファ」）の水準については、金融安定理事会（FSB）の指定どおりである。

具体的には、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループが G-SIBs に指定され、それぞれ 1.5%、1.0%、1.0%の G-SIBs バッファを適用する。

なお、G-SIBs バッファは、資本保全バッファの拡張として、普通株式等 Tier 1 での充当が求められる点に留意されたい。

3. D-SIBs のリスト及び D-SIBs バッファ

D-SIBs には、（G-SIBs に指定された 3 社に加えて、）三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスが指定されている。

上記の 4 社に対しては、それぞれ 0.5%の D-SIBs バッファを適用する。

なお、D-SIBs バッファもまた、資本保全バッファの拡張として、普通株式等 Tier 1 での充当が求められる点に留意されたい。

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/27/20151204-4.html>)

² 以下の大和総研レポートも併せて参照されたい。

◆ 「資本バッファの告示」（鈴木利光）[2015 年 12 月 2 日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151202_010386.html)

4. おわりに

G-SIBs バッファー及びD-SIBs バッファーの適用は、2016年から2019年にかけて段階的に実施される（図表参照）。

図表 G-SIBs バッファー及びD-SIBs バッファー：段階的实施

	2016年	2017年	2018年	2019年
三菱UFJフィナンシャル・グループ	0.375%	0.75%	1.125%	1.5%
みずほフィナンシャルグループ	0.25%	0.5%	0.75%	1.0%
三井住友フィナンシャルグループ				
三井住友トラスト・ホールディングス	0.125%	0.25%	0.375%	0.5%
農林中央金庫				
大和証券グループ本社				
野村ホールディングス				

（注）全ての日付は3月31日時点

（出所）金融庁資料を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

以上